



## 資料 1

# 各方面からの意見等

令和 5 年 10 月 4 日 開催

第 9 回 神奈川県営水道事業審議会資料

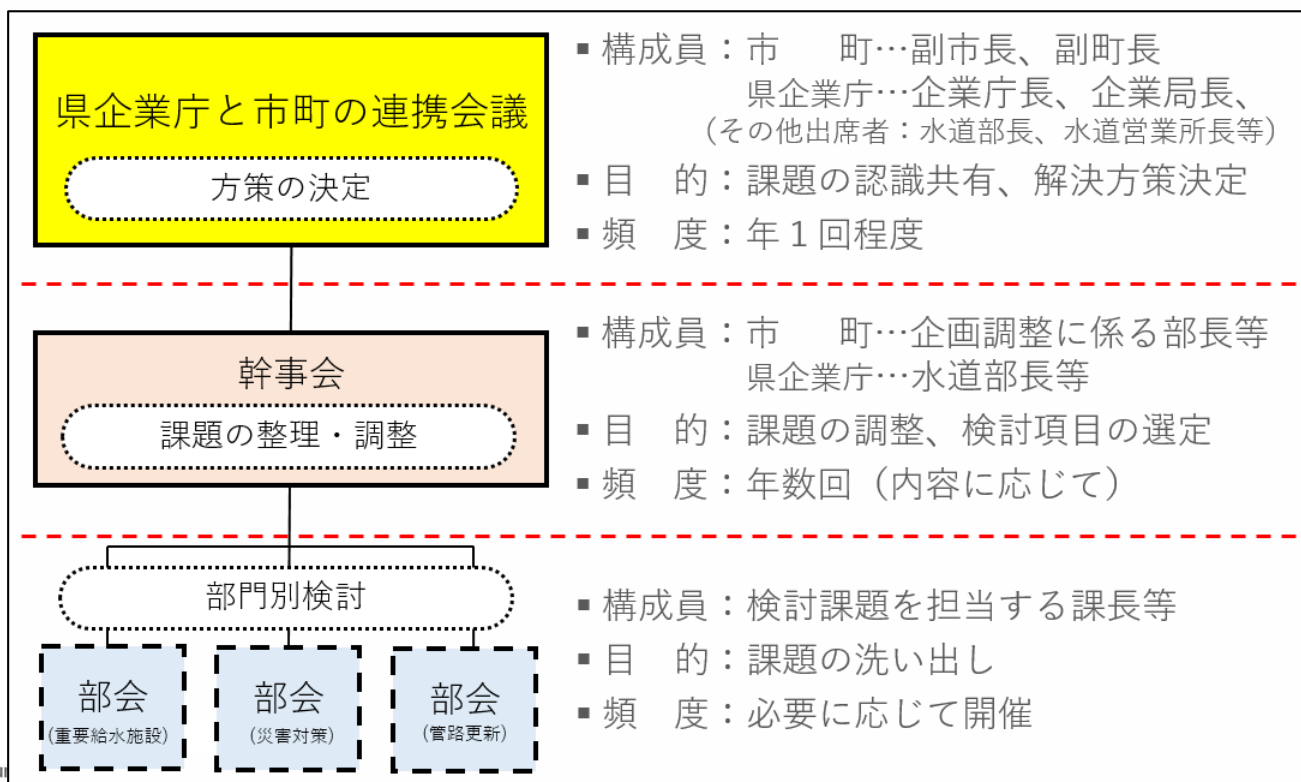
## 1 給水区域の市町

## 2 神奈川県議会

## 第5回 県企業庁と市町の連携会議

- 開催日：令和5年8月28日
- 議題：神奈川県営水道事業審議会の審議状況  
(第4～8回審議会までの内容を報告) ※第1～3回はR4年度に説明済

(参考)県企業庁と市町の連携会議の構成



## 2 十分な周知と説明について(1/2)

- 料金改定については、今後審議会からの答申を受けて、県営水道として料金改定案を検討していくということですが、県民の理解を得られるように、十分な説明と周知をお願いしたいと思います。
- やむを得ず料金制度を見直すにあたっては、議論をし尽くして、水道利用者に十分に説明し、しっかりと理解されたうえで進めていただきたい。
- 県営水道利用者や利用事業者に対して、料金改定に関する丁寧かつ迅速な情報提供、周知に努められたい。その際には、用途別から口径別への料金体系転換に伴う水道料金の改定（値上げ）概要とともに、そもそもの給水原価など基礎的な部分もわかりやすく説明されるようお願いしたい。また、問い合わせ先を市町と勘違いされないように明確に表示されるようお願いしたい。

### 3 十分な周知と説明について(2/2)

- 料金改定により、公共施設等の水道料金にも大きく影響することから、市町が予算編成等も含めて余裕をもって対応できるように、市町に対して料金改定の検討状況や改定スケジュールなどの情報提供をこまめに行っていただきますようお願いいたします。
- やむを得ず令和6年度に値上げを実施する場合には、令和6年度予算案に盛り込みができるよう、早めに新しい料金体系など詳細を提示していただきたい。
- 料金体系の改定を行うことにより影響を受ける市民等が多数におよぶことは御案内のとおりであることから、料金改定にあたっては、慎重で十分な議論を求めるとともに、十分な移行期間や経過措置、激変緩和措置を設け市町村における予算措置に支障を生じさせることがないよう十分に配慮すること。
- 料金改定については、激変緩和の配慮と利用者への漏れの無い、丁寧な説明をお願いします。

## 4 利用者への配慮について

- 物価高騰が続いている状況下においては、困窮している市民生活にさらに影響を与えることになることから、値上げ実施の時期などに配慮いただきたい。
- 低所得など生活困窮世帯については、料金値上げの猶予（対象外）を設けるなど配慮をお願いしたい。
- 記録的な物価高が続く中で、市民の負担増にならないよう、料金改定については慎重な判断をお願いしたい。なお、料金改定を行わざるを得ない場合であっても、経過措置を設け、激変緩和措置を講じる等、市民の負担軽減に向けた最大限の配慮をお願いしたい。
- （用途別から口径別への転換に伴う経過措置の設定について）既設管については、移行にあたって長期的かつ段階的な経過措置を設けるべき。
- 未だ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、食料品をはじめ日常生活に直結するあらゆる商品やサービスが値上がりしているタイミングで、暮らし・生業の必須インフラである水道料金を改定（値上げ）するに際しては、県民生活や県内経済活動の回復傾向に水を差すことが無いよう最大限の配慮をお願いしたい。

- 本来減免とは、賦課主体がその賦課した料金を減額や免除するものである。当制度は県及び企業庁の政策として実施しているものと考えるので、この減免分について市町が政策として負担するのであれば、その合理的理由について整理願いたい。電気・ガス料金について市町村が直接減免したり、仮に事業者が減免を実施した場合、その減免分の費用を市町村が負担したりすることはないので、電気・ガス事業者等との差異についても整理していただく必要があると考える。
- 水道料金の社会福祉減免制度の財源のあり方について、今後議論をするにあたっては、減免の対象や実施状況と、制度の見直しにより市町にどの程度の負担を求めるのか、対象者にどの程度の影響があるのか、など詳細を示していただきたい。
- 県企業庁がこれまで社会福祉的配慮として取り組んでいただけてきた社会背景に変化がないのであれば、基本的には県企業庁の社会貢献の一つとしての継続を希望し、取扱いを廃止する場合には給水区域内の市町で減免等の取扱いに差異が生じないような県と市町の調整が必要と考えています。

■ 水道料金の社会福祉減免制度については、県が福祉的な観点から独自に始められたものであること、当時の様々な政治的な判断があった中で始まったものと思われる。この判断は、県が水道事業を運営していることからこそできた判断であり、このたび市町村の一般会計で負担することが望ましいとの意見が出たとのことであるが、市町村が福祉的な観点から水道料金のみを負担することは、他の公共料金である電気料金やガス料金等の負担は、してくれないのかとい話に広がりかねないことから理屈は立たない。仮に、市町村の一般会計で負担することは市町村に多大な負担を与えることとなる。（市町村はそうした負担はできない。）したがって、水道料金の社会福祉減免制度については、水道料金を徴収する立場にある県において続けること。

■ 社会福祉減免制度の廃止については、制度が設けられた背景等も十分に考慮していただきたい。また、制度廃止に伴う負担について、市町村の一般会計で負担することが望ましいとのことであるが、市町村が福祉的な観点から水道料金を負担することは、電気、ガス等、他の公共料金についても負担すべきとの議論になりかねないことから、県において対応していただき、給水区域の市町に負担が及ぶことのないようお願いしたい。



- 社会福祉減免については、市町の一般会計からの負担しないことにした過去の経緯を説明されたい。また、市町の一般会計で負担する場合、負担割合や段階的な移行について検討されたい。なお、市町の一般会計で負担する場合、市町の下水道事業の減免に影響が及ぶことを考慮されたい。
- 社会福祉減免制度については継続して議論していくとのことであるが、導入の経緯を改めて審議会等へ詳しく明示していただきたい。行政的経費で賄うべきものを何故導入したのか？その部分がはっきりしない中で、いきなり負担議論に市町が組み込まれてしまうのは理解できない。神奈川県と企業庁がまずは議論すべき論点ではないかとも考える。
- 社会福祉減免制度については、近隣都県でも実施しており、市町との議論よりも地方公営企業としての減免制度のあり方を検討するべきと考える。

■ 携帯電話、JR、タクシーなどは、各企業が独自の判断で身障者割引などを行っているが、行政に負担を求めることはなく、県水の減免についてもこれらと同様に県企業庁の判断で行っているものであるため、市町に負担を求めることは適当でない。

福祉減免の財源については、審議会で指摘のとおり、公営企業の独立採算の適用外として、水道料金でなく行政経費で賄うものであるが、県企業庁（県）の判断で行っている減免は、県の一般会計で行うのが適当である。

また、市全体の福祉的な視点からみると、県水だけを減免対象とすることは適当でなく、市水や井戸水を利用している市民もいることから、福祉を必要とする対象者には一元的に対処する必要性も感じている。

以上のことから、県水の減免については、県企業庁（県）の判断で行っているものであるため、答申案については市町に関する記載はすべて削除すべきである。

- 学校プール用の水道は、教育活動のほか消防水利としても使用しており、公共性が高く、必要不可欠なものであることから、料金の見直しには配慮をお願いしたい。
- プール用用途適用終了については、公営企業会計という視点から必要な改定であると認識するところもあるが、市として負担を行うプールの料金については、本市では、公立小学校分だけでも約350万円が約2,800万円と大幅な増額となり、かつ、指定管理者が運営しているプールに係る経費にも影響する。については、予算措置や指定管理者との協議等の時間を確保するためにも、適用終了の施行時期には十分に配慮すること。
- プールについては、公立小・中学校だけでも大きな負担増となるほか、指定管理者が運営しているプールにも影響を及ぼすことから、何らかの負担軽減措置を設けていただきたい。

- 教育、福祉の分野をはじめとする公共用は、料金の値上げ幅をできるだけ抑えるなど配慮をお願いしたい。
- 県営水道事業の持続可能な経営の維持のために料金体系見直しが必須であり、激変緩和策を含むさまざまな視点から検討を進めていただいていることは認識しております。引き続き、市政、町政運営に直接的に影響する事項等に関する調整をお願いいたします。
- 企業誘致施策の効果は、水道事業にも及ぶものもある。  
企業誘致による効果は、県民法人税、雇用の増加等だけでなく、水道水を多量に使用する企業の誘致ならば水道料金の大きな増額が見込まれ、将来の水道料金改定幅を抑えることができ、ひいては現在の水道利用者に利するものである。

## 1 給水区域の市町

## 2 神奈川県議会

## 令和5年第3回定例会 建設・企業常任委員会

- 開催日 : 令和5年9月28日
- 報告事項 : 神奈川県営水道事業審議会の審議状況

※ 発言内容は、県企業庁で作成した速報版のため未定稿です。

- 料金改定には水道使用者、県民の理解と納得が欠かせない。料金改定について、水道使用者等へのより丁寧な説明に努め、理解促進を図っていくことを要望する。
- 25%の改定という数値はインパクトは強いと考えている。県民に理解いただくためにも将来において県営水道の信頼を得ていくためにもしっかりとした説明が必要である。
- 県営水道がこれまで長い歴史をかけ、安全な水を県民に届けてきたという実績はもっと県民に広く知られるべきである。
- 改定にご理解をいただくためには、水道使用者への影響や負担感をできるだけ軽減する視点が重要と考える。今後、水道料金水準の定期的な検証と、必要に応じたこまめな見直しを進め、その都度県民への丁寧な説明を要望する。

- 将来にわたって持続的な水道事業運営のための料金改定の必要性は理解する。しかし、昨今の社会経済情勢を踏まえると、水道利用者への影響は最小限に抑えるべきである。
- 少しでも改定率を抑える工夫・努力をしてもらいたい。併せて、料金改定の影響を受けやすい方、シワ寄せを受ける方々の負担をできる限り軽減する工夫も講じてほしい。
- 審議会では家庭への影響を踏まえた議論が行われているとのことであるが、今後、審議会からの答申を踏まえ、企業庁が改定内容を決定していく際には、県民生活への影響緩和を念頭に検討していただくように要望する。
- 料金改定は避けて通れないことは理解するが、やはり物価高騰が続く中での水道料金の値上げは、県民への影響が大きいことから、負担を少しでも軽くできるように様々な取組を行っていただきたい。
- 老人ホームは高齢者の生活の場であり、何とかそうしたところにも配慮ができないかと感じたところである。検討を要望したい。



- 単身世帯や二人世帯の生活保護世帯については、どこも率は違えど料金が引き上げられるが、一方で小売店や事務所は料金が引き下げられる。最低生活費しかもらえていない、生活保護世帯は引き上げて、小売店なども色々あるとは思いますが利益を上げているようなところは引下げをする。これは、公共的に考えて私はおかしいと思うがどう考えるのか。
- 生活に必要な水であるから、家事用をどう低廉に抑えるかという観点が必要だと思う。用途別と口径別を組み合わせた考え方もあったと思うので用途別を全部廃止するべきという考え方はやめるべきだと思う。
- 料金改定の中で低所得者対策をもう少し位置付けるべきである。水は欠かせないものということを考えれば、生活している人にしっかりと低廉な料金で供給することだと思っている。そういう意味からして低所得者対策はこれからもしっかり考えるべき。最低限、生活保護制度の減免くらいは創設することくらいはやらないといけないと思う。
- 生活者困窮支援は喫緊の課題であることから、ライフラインである水道についても、生活困窮者のためのセーフティーネットのあり方の議論が必要と考える。その旨を審議会に報告いただくように要望する。(※)

令和5年9月13日 県営水道事業における生活困窮者への対応について

## 【質問】

県営水道では、福祉的配慮から児童扶養手当、特別児童扶養手当、遺族基礎年金の受給世帯、約1万2千世帯を対象として水道料金の減免を実施しているが、こうした世帯はひとり親家庭として、生活困窮者も多く含まれているのではないかと推察されるため、たとえ料金が未払いであったとしても給水を止めるべきではない。

生活困窮者自立支援法の一部改正に伴い、平成31年に出された国の通知のとおり、福祉部門との連携を図っていくべきであり、まずは、県や市の福祉部門と支援会議への参画について速やかに調整を進めるべきであるが、現状では、支援会議への参画は行われておらず、私が調べた限りでは、福祉部門との連携もなかなか出来ていないのが実情ではないかと考える。

そこで企業庁長に伺う。減免制度の対象である児童扶養手当等の受給世帯に対する令和3年度と4年度における給水停止の状況はどうであったのか伺いたい。また、可能な限り給水停止をしないことが望ましいため、福祉部門との連携強化等が必要と考えるが、今後どのように取り組んでいくのか、見解を伺う。

## 【答弁】

はじめに、児童扶養手当等の受給世帯に対する給水停止の状況です。令和3年度は176世帯、延べ265件、令和4年度は176世帯、延べ288件への給水を、最終的に停止しています。

次に、今後の取組についてです。水道は県民生活に欠かせないものであり、給水区域内の全ての方に、必要とする量を安心して使っていただけるようにすることが重要です。

そのため、県営水道では、福祉的配慮の下、児童扶養手当等の受給世帯への基本料金を免除し、ひと月あたり8立方メートルの水道を無料でご使用いただけるようにしてきました。

また、8立方メートルを超えて使用すると料金が生じますが、その料金を滞納されている方には、納付をお願いするご案内だけでなく、訪問し事情をお聞きする中で、例えば近日中の納付が確実な場合には、それまでの間猶予したり、申出があれば福祉部門の窓口をご案内するなど、きめ細かい対応を行っています。

水道事業は、受益者負担の原則により、使用者にお支払いいただく水道料金収入を元に運営しています。公平性の観点から、「いかなる状況下でも給水を停止しない」とすることは困難ですが、今後は、福祉部門との連携をより強化し、利用者の生活の安定に繋げることで、給水停止を減らすよう努めていきます。

具体的には、生活困窮者の支援につなげるために、県や市の福祉部門が設置している支援会議に参画できるよう調整を進めていきます。

また、納付を促すお知らせ等には福祉部門の連絡先も掲載するなど、気軽にお問い合わせいただける環境をつくるとともに、希望に応じて自立相談支援事業等の窓口のご案内していきます。

今後も、県企業庁は県民お一人お一人に寄り添い、日常生活に欠かせない水道をお届けし続けることで、公衆衛生の維持とともに、大切な「いのち」を支えてまいります。

- 「25%」という数値は相当のインパクトがある。改定幅が大きいほど水道使用者が抵抗感をより強く感じるようになると思う。そうしたことも踏まえ、今後は一定のスパンで水道料金水準の検証をよりしっかり行い、必要に応じて料金を改定していくことも併せて検討するよう求める。
- 水道管の口径に見合った維持費等を基本料金として賄うため、適切な負担を求める必要性は一定理解したが、それだけでは県民負担が増えるだけになってしまい、設備を維持していくことも、より厳しくなっていく可能性が十分に考えられる。そこで、コスト削減に向けて、ICTの活用による業務効率化をより一層進めていただくよう要望する。
- 人口減少に加え少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、人材確保がより一層困難なると考えられるが、企業庁では、現在の高い生産性を維持できるように、人材育成に取り組んでいただきたい。  
また、ICTの活用などにより、業務全体の最適化に向けて業務プロセスの見直しを進め、今以上に職員一人あたりの生産性をあげていくように努めてもらいたい。

- 県営水道料金の改定率は25%ということで県民の負担感は否めない。一方で18年間の物価高騰がある中で料金改定せず水道事業を継続してきたことは理解する。しかし、そのことが結果として県民の負担感に繋がってしまうのではと感じる。
- 貴重で大切な水道を未来に引き継いでいくためには、適切な維持管理や施設の更新が欠かせない。そのために必要な料金収入の確保は重要であり、効果的な経営の下、必要な料金改定は行っていかなければならない。
- 18年間料金改定をせずに水道事業を継続してきた当局のご努力の実績を今後もいかに発揮していただくことを願います。